

「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置について(安威川ダム検証)

1. 会 議 名

「安威川ダム検証に係る検討の場」 (公開)

2. 構成メンバー

流域市 : 大 阪 市 長
吹 田 市 長
高 槻 市 長
茨 木 市 長
摂 津 市 長

検討主体(大阪府) : 都 市 整 備 部 長
河 川 室 長
茨木土木事務所長
安威川ダム建設事務所長

3. 設置目的

- 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（修正案）
「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」平成 22 年 9 月

3.4 情報公開、意見聴取等の進め方

検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第 16 条の 2（河川整備計画）等に準じて③を行う進め方で検討を行う。

- ①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。
- ②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。
- ③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。

4. ダム検証の流れ

